

2015年1月23日

障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のための  
ワーキンググループ委員各位

(一社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会  
理事長 新谷友良

### 障害福祉サービスの在り方に関する意見

「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ」でのヒアリング機会を与えていただきましてありがとうございます。

このワーキンググループは「障害者総合支援法の附則における3年後見直し規定等を踏まえ、障害福祉サービスの実態を把握した上で、その在り方等について検討するための論点整理を行うことを目的とする。」とされておりますが、附則記載事項に限らず、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」にある課題についても是非議論いただき、論点に加えて頂くようお願いいたします。以下、全般的な課題と附則記載事項につき、意見を述べます。

#### 1. 全般的な課題

##### ①障害者（児）に関する実態調査と調査結果の施策への反映

WG 第1回目の会合配布資料で「障害者の総数は787.9万人であり、人口の約6.2%に相当。そのうち身体障害者は393.7万人、知的障害者は74.1万人、精神障害者は320.1万人」と記載がありますが、この数字は「平成23年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」に基づくものと思われます。

この調査では、障害への社会モデル的な理解を踏まえ、障害者手帳保持者に加え、「手帳非所持かつ自立支援給付等非受給者」に対する調査もなされておりますが、この「手帳非所持かつ自立支援給付等非受給者」に関する調査結果の障害者総合支援法への施策反映は極めて不十分と考えられます。障害者総合支援法見直しにあたっては、障害者手帳を持っていない障害者への対応、利用可能な福祉サービスを明確に規定するように要望します。

## ②サービス体系について

前記骨格提言はサービス体系について、A. 全国共通の仕組みで提供される支援と B. 地域の実情に応じて提供される支援の2本立てとし、「全国共通の仕組みで提供される支援については国庫負担基準を廃止し、市町村が支援の提供に要した実際の費用に対して国・都道府県・市町村が負担する負担金事業とする」ことを提言しています。しかし、例えば意思疎通（コミュニケーション）支援事業は骨格提言に於いては全国共通の仕組みに位置付けられていますが、障害者総合支援法では従来の地域生活支援事業の枠組みのままとなっております。意思疎通支援のようにすべての障害者に共通に提供されるべきサービスは、地域の実情に左右される要素は少なく、逆に地域の実情（特に財政事情）に合わせることは地域格差を拡大させるものと考えます。現行の地域生活支援事業を見直し、意思疎通支援事業などは全国共通の仕組みのとするようお願いします。

## 2. 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

障害支援区分にある聴力の一次判定は、

- 1. 日常生活に支障がない
- 2. 普通の声がやっと聞き取れる
- 3. かなり大きな声なら何とか聞き取れる
- 4. ほとんど聞こえない
- 5. 全く聞こえない
- 6. 聞こえているのか判断不能

の項目で行われており、また判定結果提供されるサービスは、

ア 居宅介護

イ 重度訪問介護

ウ 同行援護（身体介護を伴わない場合を除く。）

エ 行動援護

オ 療養介護

カ 生活介護

キ 短期入所

ク 重度障害者等包括支援

ケ 施設入所支援

コ 共同生活援助（入浴、排せつ又は食事等の介護を伴わない場合を除く。）

となっております。聴覚に障害を持つものは補装具の給付、日常生活用具の給付、意思疎通支援（手話通訳者、要約筆記者等）などのサービスを必要としています。そして、それらは障害者手帳の所持を要件として提供されており、上記のアからコには含まれていないサービスです。障害支援区分によるサービスと障害者手帳による補装具給付事業、地域生活支援事業（意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業）との関係

を整理すべきと考えます。

### 3. 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

障害者総合支援法で要約筆記者の派遣事業は市町村の必須事業とされながら、事業実施は約52%（H24年度）にとどまっています。また、市町村によっては利用目的・利用時間などに様々な制限が設けられています。一方、「専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業」は都道府県の事業とされています。しかしながら都道府県の要約筆記者の派遣は市町村以上に利用目的・利用時間の制限が厳しいものとなっております。現行の意思疎通支援事業の問題点を以下列記致しますので、必要な法改正・厚生労働省令の改正をお願いします。

#### ①利用者の範囲の拡大

障害者総合支援法での意思疎通支援サービス利用者は障害者手帳を持っている聴覚障害者とされており。しかし、意思疎通（コミュニケーション）支援が必要な人は手帳を持っている障害者に限りません。手帳を持っていない聴覚障害者も、場合によっては健聴者も意思疎通支援が必要です。また、障害者総合支援法審議での参議院付帯決議は「意思疎通支援を行う者の派遣については、個人利用にとどまらず、複数市町村の居住者が集まる会議での利用など、障害者のニーズに適切に対応できるよう、派遣を行う市町村等への必要な支援を行うこと」としています。意思疎通支援事業の利用者の範囲を、障害者手帳を持っていない聴覚障害者に広げると同時に、障害者団体にもサービス利用を認めるようお願いします。

#### ②利用目的の拡大

区市町村に於いては民事調停やリクリエーションへの要約筆記者派遣を認めないところもあります。コミュニケーションは人間の生活の全場面で必要とされるものであり、意思疎通支援の利用目的に対する制限は原則的に設けるべきではなく、犯罪に類するような社会的に許されない目的のみを排除していけば足りると考えます。

#### ③都道府県の意思疎通支援事業利用の拡大

障害者総合支援法は都道府県の地域生活支援事業に「専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業」を明記しました。この結果、「市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等」での手話通訳者又は要約筆記者が可能となりました。しかしながら、都道府県によっては「次の各号に掲げる条件を全て満たす行事及びその準備のために必要な会議等を、意思疎通支援者の派遣対象とする。（1）広域性及び公益性を有する。（2）障害者団体等が主催又は共催する。（3）聴覚障害者の参加が見込まれる。」といった条件を付けて、派遣対象を極端に制限しておりま

す。特に公益性の要件は、障害者団体の組織運営の会議への利用を制限するように運用されており、障害者権利条約が認めた障害者団体の役割（第4条）を全面的に否定するような理解がなされています。都道府県の意味疎通支援事業は、域内の複数市町村からの参加者のある集まりへの意思疎通支援に加え、都道府県単位の障害者団体の活動に欠かせないサービスと考えます。「専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業」の規定は、「都道府県内の複数市町村の居住者が参加する、又は都道府県単位の活動をする障害者団体の行事、会議等へ意思疎通を支援する者を派遣する事業」とするようお願いいたします。

#### ④全国レベルの集まりへの意思疎通支援者の派遣

障害者の全国的な活動も活発になってきています。現在複数都道府県からの参加のある行事、集まりに対する意思疎通支援者の派遣の仕組みは整えられていません。一部では、このような行事・集まりの開催自治体が意思疎通支援者の派遣を認めている例もありますが、全国的な了解事項とはなっていません。また、開催地自治体の派遣事業に依存する形は、開催頻度による費用負担偏在の課題を抱えることとなります。全国的な行事・集まりへの意思疎通支援者の派遣は国事業として、実行を都道府県や市町村に委託する仕組みの検討をお願いします。

以上